

令和4年度松原市認可外保育施設指導監督実施計画

1 基本方針

この実施計画は、松原市認可外保育施設に対する指導監督の実施に関する要綱及び国の定める認可外保育施設指導監督の指針等に基づき、松原市所管の認可外保育施設に対して、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、児童の安全確保を図る。

2 調査内容及び重点指導事項

保育従事者の配置(複数配置、有資格者の有無)など、入所児童の安全や処遇の確保に直接影響のある以下に掲げる項目について、重点的に調査する。

- (1) 保育に従事する者の数及び資格
- (2) 保育施設等の構造設備及び面積
- (3) 非常災害に対する措置
- (4) 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- (5) 保育内容
- (6) 給食
- (7) 健康管理・安全確保
- (8) 利用者への情報提供
- (9) 備える帳簿

なお、調査の結果、その運営面等が不適正なものである場合については、指導等により改善を求めるものとする。

3 対象施設

休止中の施設を除き、全施設について実施する。

4 調査体制

1施設あたり2名以上の福祉指導課職員で行う。

5 指導監督後の証明書の交付

指導監督の結果、指導監督基準の全項目について適合している場合は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付するものとする。

根拠通知等

- ・ 別紙「認可外保育施設指導監督の指針」
別添「認可外保育施設指導監督基準」
(平成13年3月29日 雇児発第177号)
- ・ 「松原市認可外保育施設に対する指導監督の実施に関する要綱」
(平成25年1月1日)
- ・ 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」
(平成17年1月21日 雇児発第0121002号)